

B 3 - 5 4

5 年 保 存 (常)
(令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . B 3 - 3 - 1
鹿 人 少 第 6 2 号
鹿 情 第 4 8 号
鹿 地 第 9 1 号
鹿 刑 企 第 5 5 号
鹿 搜 一 第 7 1 号
鹿 鑑 第 3 9 号
鹿 科 研 第 1 5 号
令 和 4 年 3 月 2 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 人身安全二係 TEL

行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について（通達）

行方不明者発見活動については、「行方不明者発見活動に関する規則」（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）に基づき「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について（通達）」（令和3年4月13日付け鹿人少第130号ほか。以下「旧通達」という。）を制定し運用しているところであるが、今回、他都道府県警察との連携について規定するとともに、一部様式の追加・見直しを行い、運用することとしたので、各所属においては、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和4年4月1日から施行し、旧通達は令和4年3月31日をもって廃止する。

記

第1 総則関係

1 目的（規則第1条関係）

規則は、発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確に示し、当該活動により確実な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義（規則第2条関係）

(1) 行方不明者（第1項関係）

「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、第6条第1項の規定により届出がなされたものをいう。

(2) 特異行方不明者（第2項関係）

ア 犯罪被害（第1号関係）

「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

イ 少年福祉犯被害（第2号関係）

「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

「被害にあうおそれがある」とは、行方不明少年の福祉を害する犯罪の被害に遭う蓋然性が高いことをいう。当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事項のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

ウ 事故遭遇（第3号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

エ 自殺企図（第4号関係）

「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

オ 自傷他害のおそれ（第5号関係）

「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲又は刀剣類、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和25年第303号）第2条に規定する毒物又は劇物等を携帯していることをいう。

「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

カ 自救無能力（第6号関係）

「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

3 発見活動の基本（規則第3条関係）

発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 迅速かつ的確な対応（第1号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

(2) 必要な捜査の実施（第2号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

(3) 関係者の名誉及び生活の平穏に対する配慮（第3号関係）

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うこと。

(4) 警察の組織的機能の発揮（第4号関係）

関係都道府県警察及び警察署の各部門が緊密に連携すること。発見活動を行うに当たっては、当該都道府県警察や生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、関係都道府県警察及び警察署の各部門が相互に連携し警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

4 警察署長の責任（規則第5条関係）

警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて各部門を相互に連携させ、発見活動のため十分な体制を構築するなどにより発見活動の適切な実施を確保すること。

第2 行方不明者届の受理等

1 行方不明者届の受理（規則第6条関係）

(1) 行方不明者届をしようとする者（第1項関係）

ア 行方不明者の後見人（第1号関係）

「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第2号関係）

「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

ウ 行方不明者の福祉に関する事務に従事する者（第4号関係）

「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確

確に判断できるものをいう。

エ 行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者（第5号関係）

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(2) 留意事項

ア 行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長は、規則第6条第1項各号に該当する者からの行方不明者届がなされた場合には、これを受理すること。

なお、本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

2 行方不明者届の受理時の措置（規則第7条関係）

(1) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から、行方不明者届出書（別記第1号様式）の提出を求め、規則第7条第1項各号に掲げる事項について行方不明者届出受理票（甲・乙）（別記第2号様式）に基づき記録するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めること。

また、発見活動にDNA型鑑定を用いることが有効である事案にあつては、届出人その他関係者に対し、可能な範囲でDNA型資料の提出を求めること。

さらに、警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施すること。

(2) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすることなどのため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。特に、規則第26条第1項ただし書により発見等の通知をしないこと、又は通知する事項を限ることがあ

ること、及び同条第2項によりストーカー事案及び配偶者暴力事案であることが判明した時は本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。この場合において、届出人の皆様へ（別記第3号様式）に届出人に対して署名を求め、署名後の写しを届出人に交付すること。

また、行方不明事案については、その受理時の状況、特異行方不明者であるか否かの判断及び活動の経過等について行方不明者事案指揮簿（別記第4号様式）に記録し、署長において事案処理の指揮に当たること。

3 行方不明者に係る事項の報告（規則第8条関係）

警察署長は、行方不明者届を受理したとき、及び行方不明者に係る事項に変更があったときは、速やかに、警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を通じて本職に報告するとともに、警察庁情報管理システムへ登録すること。

また、人身安全・少年課長は、発見活動を行う警察署長に対し、必要な指導、助言等を行うこと。

4 事案の引継ぎ（規則第9条関係）

規則第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、規則第8条第1項及び第2項の規定による本職等への報告及び警察庁情報管理システムへの登録を行った上で、当該事案を、当該行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長に対し、行方不明者届受理票（甲・乙）を添付の上、行方不明者届引継書（別記第5号様式）により引き継ぐこと。

また、引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動を主体となって行う警察署長が変更になること、及び引継ぎ先の窓口担当者を確実に通知すること。

さらに、引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、行方不明者登録票（別記第6号様式）により警察庁情報管理システムへの登録を行い、その旨を引継ぎをした警察署長に連絡すること。

5 事後に取得した情報の記録及び活用（規則第10条関係）

行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合においては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、所属の警察職員に、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、確実に行方不明者事案指揮簿に記録化させるとともに、報告を徹底させること。

また、受理署長は、行方不明者に係る情報を取りまとめた簿冊を備え付けるなど行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置を執るとともに、規則第21条の規定により、特異行方不明者手配書（別記第7号様式）などによる特異行方不明者手配（以下「手配」という。）を行っている場合には、手配先の警察署長に対して取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

6 特異行方不明者の判定（規則第11条関係）

受理署長は、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについてその意見を報告させるとともに、規則第7条第1項の聴取内容、規則第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報及び警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者の報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。

また、判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

さらに、受理署長は、規則第11条第1項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき、及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を本職に報告すること。

第3 行方不明者の発見のための活動

1 一般的な発見活動

(1) 警察活動を通じた発見活動（規則第12条及び第13条関係）

警察職員は、警察庁情報管理システムへの照会を効果的に活用すること等により、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、これらの活動に当たること。

(2) 行方不明者に係る資料の公表（規則第14条関係）

受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、届出人に公表要請書（別記第8号様式）の作成を求め、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示板への掲示、鹿児島県警ウェブサイトの利用その他の適切な方法により公表すること。

なお、掲示板での公表については、行方不明者手配書（別記第9号様式）により手配するものとする。

また、受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導すること。

さらに、公表の必要がなくなった場合には、速やかに、公表した資料の回収・削除等を行うこと。

(3) 行方不明者届受理票の写しの送付（規則第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、鑑識係を通じて警察本部刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、写真その他必要と認められる資料を添付して、行方不明者届受理票の写しを送付すること。

なお、送付に当たっては、別添執務資料「行方不明者届受理票の写し等の送付要領」を参考とすること。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付（規則第16条関係）

警察署長は、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）第3条の規定により報告を受けた死体であつて身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、身元不明死体票（別記第10号様式）を作成し、鑑識課長に送付すること。

(5) 鑑識課長による対照等（規則第17条及び第18条関係）

ア 鑑識課長は、行方不明者届受理票の写し並びに身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

(ア) 男女別

(イ) 行方不明又は死亡の年月日（推定）

(ウ) 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

イ 鑑識課長は、規則第18条第4項の規定により警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）から行方不明者受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかった旨の通知を受けた場合、同条第5項の規定により当該通知があつた旨を当該行方不明者受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知すること。

(6) 迷い人についての確認（規則第19条関係）

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、年齢、人着、土地鑑等に基つき迷い人票（別記第11号様式）及び迷い人照会書（別記第12号様式）を作成し、行方不明者照会及び他の警察に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうかを確認すること。

また、確認後、警察署長は、当該迷い人を国や県、市町村の関係機関に引き継ぐこと。

(7) 他の都道府県警察との連携

警察署長は、行方不明者の発見のため、他の都道府県警察と連携することが必要と認められる場合、人身安全・少年課長に対し、他都道府県警察への連絡を依頼すること。

警察署長から依頼を受けた人身安全・少年課長は、「人身安全関連事案への迅速かつ的確な対処の徹底について（通達）」（令和4年3月28付け鹿人少第60号）に規定する「人身安全関連事案連絡票」により他の都道府県警察へ情報提供し、発見活動を依頼するなど必要な措置を講ずること。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置（規則第20条関係）

特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確に執るとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう努めること。

また、特異行方不明者の発見に必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力を求めることとなることから、発見活動に協力を得ることができるよう、発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築すること。

なお、特異行方不明者の発見活動に当たっては、行方不明者事案指揮簿のほか、行方不明事案搜索状況報告（別記第13号様式）に確実に記録すること。

さらに、速やかに身元不明死体の情報との対照ができるよう、受理署長は、特異行方不明者と判定をした後速やかに、規則第2条第2項第2号に掲げる者を除き、行方不明者届受理票の写しを作成し、鑑識係を通じて鑑識課長に送付すること。

(2) 特異行方不明者手配による手配（規則第21条及び第22条関係）

ア 手配の種別（第1項関係）

「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先、居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

イ 留意事項

(ア) 手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。

(イ) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、行方不明者届受理票の写しなどを添付の上、特異行方不明者手配書により手配を行うこと。

(ウ) 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、本職を通じて他の都道府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができることに留意すること。

(3) 手配を受けた警察署長の措置（規則第23条関係）

手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、規則第23条に規定する措置を迅速かつ的確に執り、その実施結果を受理署長に通知すること。

(4) 手配の有効期間（規則第24条関係）

手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配の必要性等を適切に判断した上で、手配の有効期間を更新すること。

第4 特異行方不明者等資料のDNA型鑑定等（規則第24条の2関係）

1 特異行方不明者等DNA型記録の作成等

(1) 受理署長は、規則第18条第5項の規定により、鑑識課長から行方不明者届受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかった旨の通知を受けた場合においては、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき、届出人又は当該特異行方不明者の実子、実父若しくは実母（以下「届出人等」という。）から、その同意を得て、規則第24条の2第1項各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受けること。

(2) 特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときとは、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合であって、次のいずれかに該当すると判断されるときとする。

ア 行方不明者届を受理した日（改正規則の施行日（平成27年4月1日）より前に受理した場合を含む。）から6か月以上経過しても当該行方不明者が発見されない場合であって、DNA型鑑定以外に発見する手段がないとき。

イ 6か月以上経過していない場合であっても、特異行方不明者発見のため迅速にDNA型鑑定を行う必要がある場合で、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

(3) 特異行方不明者等資料の提出を受けるときは、届出人から申立書（別記第14号様式）の提出を求めること。

また、届出人等から特異行方不明者本人の資料の提出を受けるときは、本人資料用の同意書（別記第15号様式）を、届出人等から資料提出を受けるときは、家族資料用の同意書（別記第16号様式）を徴すること。

(4) 特異行方不明者等資料の提出を受けたときは、届出人等に受領書（別記第17号様式）の写しを交付するとともに、同資料の返還希望を聴取の上、返還希望書（別記第18号様式）を徴すること。

届出人等に資料を返還したときは、返還書（別記第19号様式）を徴すること。ただし、返還を放棄したときは、返還書の作成は要しない。

2 DNA型鑑定の嘱託

(1) 受理署長は、届出人等から特異行方不明者等資料の提出を受けたときは、特異行方不明者等DNA型鑑定嘱託書（別記第20号様式）を作成して、科学捜査研究所長に送付し、当該資料のDNA型鑑定を嘱託すること。

(2) 嘱託を受けた科学捜査研究所長は、嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第2条第2号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明し、

受理署長から規則第24条の2第4項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信すること。

なお、送信後は特異行方不明者等DNA型記録を抹消すること。

(3) 科学捜査研究所長は、犯罪鑑識官から(2)の対照結果の通知を受けたときは、直ちに、当該通知内容を受理署長に通知すること。

(4) 事案の引継ぎによる鑑定嘱託は、特異行方不明者等資料に係る鑑定関係の資料を適正に管理するため、引継先警察署長において行うこと。

特異行方不明者等資料のうち特異行方不明者の実子、実父母に係るものの提出については、届出人等の要望を受け、受理警察署長と引継先警察署長との協議により、受理警察署長が提出を受けることができる。その場合は、当該資料の採取方法等について事前に受理警察署長と引継先警察署長とが協議した上で、当該資料については受理警察署長から引継先警察署長に対して書留郵便又は簡易書留郵便により送付し、引継先警察署長において鑑定嘱託を行うこと。

特異行方不明者の遺留資料の提出については、当該資料の紛失防止の観点から、書留郵便又は簡易書留郵便による送付はしないこと。

第5 行方不明者の発見時の措置

1 行方不明者を発見した警察職員等の措置（規則第25条関係）

届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対して届出人への連絡を促すなどの措置を執り、自らは届出人その他関係者に連絡しないこと。

なお、保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等による保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条による保護を行うこと。

また、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（別記第21号様式）を作成するとともに規則第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対し、その写しを送付すること。

また、特異行方不明者手配書により手配した際は、特異行方不明者手配解除通報書（別記第22号様式）により解除通知すること。

2 届出人に対する通知（規則第26条関係）

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、又はその死亡が確認されたときは、原則として、届出人に通知すること。ただし、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して、適当と認めるときは通知をしないこと、又は通知をする事項を限ることができることに留意すること。

また、当該行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項を確認すること。

なお、届出人からストーカー行為及び配偶者からの暴力がなされていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対し連絡をする場合は、同意書（別記第23号様式）を徴するなどの措置を執ること。

3 警察本部長に対する報告等（規則第27条関係）

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなつたと認められるときは、警察庁情報管理システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長及び人身安全・少年課長は、行方不明者発見票により確実にその旨を本職に報告すること。

4 鑑識課長等に対する報告等（規則第28条関係）

警察署長は、第3の1(3)、(4)及び第3の2(1)の規定により行方不明者受理票の写し又は身元不明死体票を送付した後に、当該行方不明者受理票の写しに係る行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたとき、当該身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたとき、その他行方不明者届受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなつたと認められるときは、速やかに、その旨を鑑識係を通じて鑑識課長に報告すること。

報告を受けた鑑識課長は、犯罪鑑識官にその旨報告するとともに、規則第17条第3項の規定により保管している当該行方不明者届受理票の写し又は身元不明死体票は廃棄すること。

5 手配の解除（規則第29条関係）

手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他手配の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、行方不明者解除登録票（別記第24号様式）により手配を解除すること。

第6 行方不明者届がなされていない場合等の特例（規則第30条関係）

発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、警察署長は、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則による措置を執ることができることに留意すること。

別添

執 務 資 料

行方不明者届受理票の写し等の送付要領

人身安全・少年課

第1 行方不明者受理票の写し等の送付の目的

全国において発見された身元不明死体については、警察庁情報管理システムによる身元確認照会業務を利用して対照、照会を行っており、各都道府県で登録された身元不明死体の身元確認に結び付けていることから、行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）の写し等の送付手続を適切に行う必要がある。

第2 法的根拠

○ 行方不明者発見活動に関する規則第15条《受理票の写しの送付》

受理署長は、行方不明者届を受理した日から一月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、受理票の写しを作成し、警察本部の鑑識課長に送付しなければならない。

○ 同規則第20条第3項《受理署長の措置》

受理署長は、特異行方不明者（第2条第2項第2号に掲げる者を除く。）については、第15条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定による判定をした後速やかに、受理票の写しを作成し、本部鑑識課長に送付しなければならない。

第3 送付の対象

- 1 特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）
- 2 受理した日から一月を経過しても発見されない少年福祉犯被害の特異行方不明者及び「その他」の行方不明者

第4 送付の時期

- 1 特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）
受理後、速やかに報告すること。
- 2 少年福祉犯被害の特異行方不明者及び「その他」の行方不明者
受理した日から一月を経過した翌月10日（休日の場合は、翌日）までに報告すること。

第5 送付要領

1 特異行方不明者

行方不明担当係は、受理後、速やかに鑑識係に対し、特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）の届出を受理したことを連絡すること。

鑑識係は、

- ・ 受理票（甲・乙）の原本
- ・ 行方不明者の写真の原本又は写し

を確認し、必要な写しを作成して鑑識課に送付すること。

2 少年福祉犯被害の特異行方不明者及び「その他」の行方不明者

行方不明担当係は、受理した日から一月を経過した翌月10日（休日の場合は、翌日の平日）までに行方不明者一覧表を鑑識係に送付すること。

鑑識係は、行方不明者一覧表に基づき、

- ・ 受理票（甲・乙）の原本
- ・ 行方不明者の写真の原本又は写し

を確認し、必要な写しを作成して鑑識課に送付すること。

第6 送付した事案の発見又は死亡確認時の要領

行方不明担当係は、警察署の鑑識係に送付した行方不明者が発見又はその死亡が確認された場合には、速やかに鑑識係に連絡を行い、行方不明者届の解除手続等を行うこと。鑑識係は、削除通報書を作成して鑑識課に送付すること。

第7 送付に関する留意事項

1 受理票の写し等の送付の重要性の理解

第1記載のとおり、受理票の写し等の送付が適切に実施されなければ、詳細な行方不明者の特徴の登録作業が行われず、身元不明死体の身元確認に支障を来すおそれがあることから、送付については行方不明の種別、報告時期等を確認の上、適切に行うこと。

2 行方不明担当係と鑑識係の連携

受理票の写し等の送付については、行方不明担当係と鑑識係が緊密に連携をとり、送付漏れや解除漏れがないように留意すること。

3 受理票等の適正な取扱い及び紛失防止

受理票の写し等の送付に当たっては、警察署の行方不明担当係、鑑識係の双方で立会いの上、受理票（甲・乙）及び行方不明者の写真等の写しを作成するなどして、関係書類の紛失防止に努めること。

別記

第1号様式（第2の2の(1)関係）

行方不明者届出書

※	警察署	※受理番号	
※取扱者	階級	課(係) 氏名	㊦
※受理年月日時	年	月	日 午前・後 時 分
行方不明者	住所	連絡先()	
	職業	勤務先() 学校名	
	ふりがな	-----	
	氏名		
	生年月日・性別	年	月
上記の行方不明者について届出をします。 年 月 日 警察署長 殿 届出人 住居 職業 氏名 続柄 (行方不明者との関係) (電話)			
公表希望の有無 <input type="checkbox"/> この届出について公表を希望します。(公表要請書の記載が必要) <input type="checkbox"/> 公表を希望しません。			

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。太枠内を記載して下さい。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
3 公表希望の有無をチェックして下さい。

第2号様式 (第2の2の(1)関係)

行方不明者届受理票(乙)

受理時の確認事項					
A 届出の状況等			4 収入、預貯金 債権、債務 その他		
B 行方不明者の性格等			D 行方不明前後の状況		
			1 身体的・精神的に保つる業務 紛争に関する言動 家族との会話 その他		
1 性格 (真面目・不真面目)。(達観・達観)。(明朗・陰鬱)。(理性的・感情的) (几帳面・几帳面ない)。(辛抱強い・辛抱強くない)。(慎重・軽率) (寛大・厳格)。(社交的・内面的)。(大胆・小心)。(その他)			2 配偶、友人の呼び出し 状況と所帯(携帯)品 その他		
3 服装の観察 外見の留意等			3 交通量、天候 環境(在陣箇所) 土地裏、その他		
3 身体(精神)障害 持病、既往症 その他			4 友人・知人宅 飲食店、接触者 日誌者、その他		
4 嗜好、嗜好品、酒類 薬物等の常用、飲用等 外遊歴、その他			5 生活必需品、嗜好品 貴重品、所持用具、遺物 の保管、家と鍵、日記 通信記録の状況、その他		
C 行方不明者の経歴等			E 家庭の状況		
1 学歴、職歴 記・中行歴 保護歴、その他			知名人、安否家 他人の苦情 家庭内の紛争 その他特異事情		
2 前住居、旅行先 その他			F 発見活動における公表に関する届出人の意思		
3 出生年月、学次、所持 許可、車引身、免許 暴力団等との関係等					
特異行方不明者の判定					
特異者の判定			特異者の判定		
行方不明者登録等の経過				行方不明者発見の経過	
区分	登録依頼月日時	発信者	受信者	発見区分	1 発見 2 捜索 3 発見 4 その他
登録	初期登録	月 日 時 分		発見日時	年 月 日 時 分
	重高登録	月 日 時 分		発見場所	
	再登録	月 日 時 分		発見の経緯	1 目撃 2 発見 3 発見 4 その他
区分	解除依頼月日時	発信者	受信者	発見の経緯	
登録解除	行方不明者	月 日 時 分		1 システム更新 2 発見行方不明者手配等 3 発見 4 インターネット の活用 5 発見 6 発見 7 発見 8 その他	
	使用車両	月 日 時 分		発見の経緯	
区分	手配月日時	発信者	受信者	発見の経緯	
手配項目	立ち回り先込み	月 日 時 分			
	その他	月 日 時 分			
公表	公表日		公表日	発見者の発見(発見した場合は、発見の経緯、発見者の氏名)	
非公表					
その他	月 日	送付者			

届出人の皆様へ

警察署

- 1 警察では、行方不明者届を受理した場合、警察庁情報管理システムに登録するとともに、各種の警察活動を通して行方不明者発見活動を行います。
- 2 行方不明者を発見した場合の措置
 - ① 原則として、届出人に対し、発見された日時、場所などを通知します。
 - ② 行方不明者が発見された場合であっても、行方不明者の意思その他の事情を考慮し、届出人に対し、通知しないこと又は通知する事項を限ることがあります。
 - ③ 以下に該当すると認められるときは、発見された行方不明者の同意がある場合を除いては、届出人に対し通知をすることはありません。
 - ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定されているつきまとい等又は位置情報無承諾取得等若しくはストーカー行為をされていた場合
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている配偶者からの暴力を受けていた場合
- 3 その他
以下の場合には、届出をした警察署までご連絡下さい。
 - ① 行方不明者に関する新たな情報を得た場合
 - ② 行方不明者の帰宅を確認した場合
 - ③ 行方不明者の所在を確認した場合
 - ④ 届出人の方の住所や連絡先が変更される場合

年 月 日

氏名

行方不明者事案指揮簿

署長	副署長 次長	課長	課長代理	主任・係	受理 年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分
					受理者	係, 階級 氏名 印

行方不明者 受理番号	職業	氏名	(歳) 男・女
---------------	----	----	-----------

検 討 項 目			
必須項目	1 殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれ又は将来危害が加えられるおそれのある者でないか。(1)～(15)を総合判断 【凶悪犯被害者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(1) 行方不明の原因、動機が不明であるか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(2) 学校、勤務先等の往復の途中からの不明でないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(3) 所在不明になって長時間が経過していないか。(_____ 時間経過)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 否
	(4) 所在不明になった場所付近で不審者情報又は見知らぬ人と一緒との情報がないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(5) 自宅内が荒らされている状況があるか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(6) 自宅内は荒らされていないが不自然な状況等があるか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(7) 行方不明者又は家族等が資産家、著名人でないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(8) 行方不明者又は家族等が他人から恨まれる事情等(金銭、異性、事業関係等)がないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(9) 離婚、再婚による子供の養育、親権等で紛糾していないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(10) 不審電話が架かってきたことはないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(11) 同伴者、友人、学校関係者(会社関係者)の聴取から不審情報がないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(12) 行方不明者の性格が人なつっこい、好奇心が強い、社交的でないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(13) 携帯電話(会社名 _____ ・番号 _____)を所持しているか。	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有
	(14) 携帯電話の応答があるか(メール送信可能か)。	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 有
(15) 過去に家出・無断外泊したことがあるか。(いつ頃 _____ 年・月前, _____ 日間, (_____)人で)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	
2 少年の性別、年齢、性格、素行、言動、家出前後の状況、家庭環境等具体的な状況から、少年の福祉を著しく害する犯罪の被害にかかるおそれのある者でないか。 【福祉犯被害者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
3 所在不明になる直前の行動その他の具体的な事情(地形の状況、気象条件等)により、水難、転落、交通事故等生命に係る事故に遭遇しているおそれのある者でないか。 【事故遭遇者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
4 保護者等の申立てのほか、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある者でないか。 【自殺企図者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
5 精神障害のため、自身を傷つけ又は他人に危害を及ぼすおそれのある者でないか。 【精神障害者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
6 危険物(銃砲刀剣類、火薬類、毒劇物等)を携帯している等の理由により、自身を傷つけ、又は他人に危害を及ぼすおそれのある者でないか。 【危険物携帯者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
7 病人、高齢者、年少者(概ね13歳以下)等で、自救能力がないため、その生命又は身体に危険が及ぶおそれのある者でないか。 【自救無能力者】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
その他の項目			
○ 配偶者暴力、ストーカー、児童虐待等の被害者でないか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
○ 精神障害のため、「精神保健福祉法」に基づき、県等による入院措置をとられていないか。(必須項目5～7に該当する場合に限る)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
○ 行方不明者が関係する相談を受けたことがあるか。(配偶者暴力等の被害を除く)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
○ 使用車両 登録ナンバー _____ 車種 _____ 車名 _____ 所有者 _____ 塗色 _____	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
備考	----- ----- -----		

第 号	
行方不明者届引継書	
年 月 日	
警察署長 殿	
警察署長 印	
下記の行方不明者に係る行方不明者届を引き継ぎます。	
記	
行方不明者の住所，職業氏名，年齢	住所 職業 氏名 年齢
届出者の住所氏名，年齢	住所 氏名 年齢 (連絡先)
受理年月日 受理警察署 取扱	年 月 日 警察署 課 (係) 取扱者
書類の標目	
引継ぎの理由	
参考事項	
引継ぎを受けた者	官職 氏名 印
引継ぎ担当者	官職 氏名 (連絡先)

備考

- 1 引継ぎに当たっては，正副2通を作成し正本を引継ぎを受ける者に交付するとともに，副本にその者の署名押印を求めること。
- 2 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とすること。

第6号様式（第2の4関係）

行方不明者登録票

取 扱 者 (姓) 印					
①受理番号	第 <input type="text"/> 号	②受 理 年 月 日 時	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 午 前 時 分	登 表 に 関 する 異 議	登 表 する 公 表 し な い
行方不明者の種別				警 察 署	
行方不明者	③本国籍			住所	(通 居 先)
	④住所			同 居 人	(姓 名)
	⑤外国人氏名			住 所	(姓 名)
	⑥姓 名	姓 氏 名	姓 名 (漢 字)	住 所	(姓 名)
	⑦生 年 月 日	年 月 日	性 別 男・女	行 方 不 明 通 居 出 発 地	
⑧ 種 別 登 記 形 状 備 考 登 記 形 状 備 考 登 記 形 状					
⑨ 特 徴 ・ 人 格 ⑨-1 身長 <input type="text"/> cm ⑨-2 髪 型 <input type="text"/> ⑨-3 顔 型 <input type="text"/> ⑨-4 顔 色 <input type="text"/> ⑨-5 瞳 色 <input type="text"/> ⑨-6 目 鏡 <input type="text"/> ⑨-7 顔 型 A・B・C・D・E・O					
⑩ 行 動 特 徴 ⑩-1 国籍名 <input type="text"/> 現 住 地 <input type="text"/> ⑩-2 所 在 地 <input type="text"/> ⑩-3 登 声 在 方 向 <input type="text"/> ⑩-4 歩 行 対 話 態 度 <input type="text"/> ⑩-5 顔 色 変 化 有 無 <input type="text"/> ⑩-6 髪 色 変 化 有 無 <input type="text"/> ⑩-7 靴 履 変 化 有 無 <input type="text"/>					
⑪ 行 方 不 明 発 生 時 刻 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 午 前 時 分					
⑫ 所 在 地 関 係 者 名 行 方 不 明 時 の 備 考 地 域 名 業 種 等 備 考					
⑬ 有 無 (撮 影 年 月 日) 登 表 異 議 注 記 補 定 備 考					
⑭ 登 表 異 議 補 定 備 考					
⑮ 備 考					
⑯ 備 考					
⑰ 備 考					

のから等は登録事項である。

検 査 者 印
 登 表 者
 登 表 日

(中 注 冊 規 程 第 九 条)

特異行方不明者手配書

その1

あ て 名			(1) 手配年月日	年	月	日	
			(2) 手配事由	立ち回り先・立ち回り地域			
			(3) 受理警察署	警察署			
			(4) 受理番号	第	号		
			(5) 受理年月日	年	月	日	
発 信 者			(6) 公表に関する要望				
			(7) 行方不明者の種類				
特 異 行 方 不 明 者	(8) 本（国）籍						
	(9) 住 所						
	(10) 職 業						
		フリガナ					
	(11) 氏 名						
		フリガナ					
	(12) 異 名						
	(13) 生年月日	年	月	日（ 歳）	(14) 性別		
(15) 身 体 特 徴			(17) 体 型	()kg	(18) 面 型		
			()kg		(19) 顔 色		
			(20) 眼 鏡				
(16) 身 長	cm	(21) 頭 髪					
(22) 着 衣			(23) 所持 金品				

（日本産業規格A列4番）

(24)	行方不明の概要			
届 出 人	(25) 住 所	(連絡先)		
	(28) 職 業		(27)氏名	
	(23) 行方不明者との関係			
	(29) 発見時の意思	・発見時に通知して下さい ・発見時に保護して下さい	・発見の際は、迎えに行きます ・その他()	
(30)	受理署長の意見			
捜索活動の対象	(31)	所 在 地	関 係 者 名	行方不明者との関係
	※ ア ト リ ス ※			
	(32)	地 域 名	業 種 等	理 由
(33)	参 考 事 項			
(34)	行 方 不 明 者 の 写 真 等			

(注) 手配後に、手配内容について追加又は変更等があれば、その内容が分かるように記録の上、特異行方不明者手配書（通報）と記載して手配すること。

年 月 日

行方不明者手配

写真

鹿児島県 警察署
年 第 号

○ ○ ○ ○

歳

特徴
身長 cm

服装

使用車両

（呼び掛け文）

月 日に自宅を出たまま行方不明となっています。

心当たりの方は、
鹿児島県 警察署 係
TEL
まで、ご連絡下さい。

※注意 紙の大きさは日本企業規格A列4番とする

身元不明死体票(表)

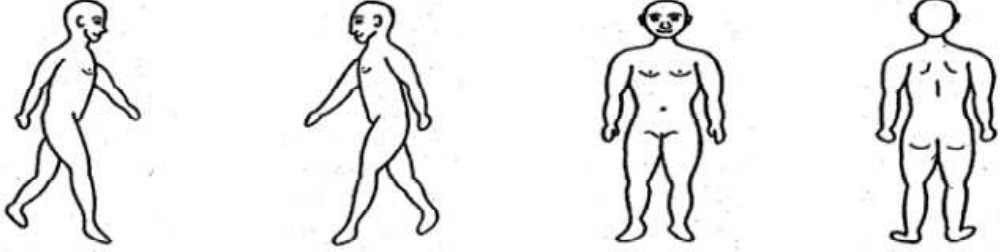
作成年月日		年 月 日		作成署及び作成番号		警 察 署		年 第 号		
性別及び 年齢	男・女	有・無	国籍	死因	検視又は 見分の 日時	年 月 日	時	※分類 番号	※印 番号	
	男 名					女 名	午前・後			年 月 日
死亡の 場所	発見 死亡					自 住 所	住 所			
身 体	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	
	平素こん	文 髪	い は	あ ざ	ほ ころ	そ の 性				
持 歌	髪 色	髪 量	髪 質	髪 長	髪 形	髪 色				
人 相	顔 容	顔 容	顔 容	顔 容	顔 容	顔 容				
	眼 鏡	眼 鏡	眼 鏡	眼 鏡	眼 鏡	眼 鏡				
歯 歯	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列				
	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列	歯 列				
所持品	所持品	所持品	所持品	所持品	所持品	所持品				
	所持品	所持品	所持品	所持品	所持品	所持品				

人 相 写 真 貼 付 欄

身 体 持 歌
着 衣
所 持 品 } 等 の 写 真 貼 付 欄

(備考)
 1 ※印は、作成書では記入を要しない。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

身元不明死体票(裏)

身体特徴部位図示									
									
発見時の状況(自他殺、事故死等の認定理由、その他参考事項)									
※調査状況(行方不明者届受理票等との対照結果、他府県に対する手配、その他調査事項)							※年月日、調査者印		
※ 府 県 本 部			警 察 署						
印	責 任 者	自 治 体 行 方 不 明 者 届 受 理 票 等 と の 対 照 者	取 扱 担 当 者	警 察 総 局		総 合 照 会	行 方 不 明 者 届 受 理 票 等 と の 対 照 者	検 査 (見 査) 者	作 成 者
		月 日		月 日	月 日	月 日	月 日		

注：死者の指紋があるときは、押なつた用紙（又はその写し）の一端を横付して、添付すること。

迷い人票

		迷い人番号	年 第 号	発見者																																		
発見年月日時	年 月 日 前 後 時 分			発見場所																																		
迷い人(名称)	本籍地				発見の経緯																																	
	生 年 月 日																																					
	職 業	フリガナ																																				
	スリガナ	氏 名																																				
	異 名																																					
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女																																			
<table border="1"> <tr> <td>種 別</td> <td>種 別</td> <td>種 別</td> <td>種 別</td> <td>種 別</td> <td>種 別</td> <td>種 別</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別																									
種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別																																
体 相	身長	cm			オーバーコート類	ネクタイ/バンド																																
	体型	肥・小肥・中肉・やせ・不明			上 衣 ブルックス	下 着																																
	面型	▽ △ ○ □ ◎			ズボン スカート	履 物																																
	顔色	白・蒼白・普通・淡黒・赤			セーター ワイシャツ	その他																																
	眼鏡	レンズ() 鏡()			カバン バッグ類	時 計 オーカー系() 腕時計() 腕・丸() 指輪() 金・クロム・色鋼 () 時計() 腕・黒・磁石針・防水 自動巻() 腕・皮・革・腕() その他()																																
血液型	A・B・AB・O			靴 類 四脚靴																																		
歯	右 上 左			隨身具 その他																																		
	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> </table>			0	7	9	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	0	7	9	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	歯 列 下		
0	7	9	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																							
0	7	9	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																							
保 護 状 況	車 庫 の 有 無		1 普通車1-1	2 普通車2-1	3 普通車2-2	4 少額車1-2																																
	車 庫 の 有 無		5 普通車2	6 その他()																																		
身 元 確 認	身 元 確 認				引 換 券																																	
	身 元 確 認				一 般 倉 庫 の 持 有																																	
備 考 欄																																						

注) 写真は、別紙に添付すること。

迷い人照会書

その1

宛 て 名	照会年月日		年 月 日		
			迷い人番号		年 第 号
			発見警察署		
			発信者		
発見日時			発見場所		
迷 い 人 （ 自 称 ）	本（国）籍				
	住 所				
	職 業				
	フリガナ				
	氏 名				
	フリガナ				
	異 名				
身 体 特 徴	生年月日			性 別	
		体 型	kg	面 型	
		（体重）		顔 色	
		眼 鏡			
身 長	cm	頭 髪			
着 衣			所持金品		

経歴・土地鑑等		
調査・照会経過		
照会内容	調査依頼事項	理由
保護状況		
参考事項		

行方不明事案搜索状況報告

(No.)

行方不明者	受 理 警 察 署	
	受 理 年 月 日	
	行 方 不 明 種 別	
	発 見 年 月 日	
	行 方 不 明 者 の 氏 名	
	行 方 不 明 者 の 生 年 月 日	
	行 方 不 明 者 の 性 別	

	実 施 項 目	実施の有無	実 施 日
発見活動	携帯電話位置情報照会		～
	警 察 犬 搜 索		～
	県 警 へ り 搜 索		～
	徒 歩 ・ 車 両 搜 索		～
	船 舶 搜 索		～
	防 犯 カ メ ラ 調 査		～
	聞 き 込 み 調 査		～
	立 ち 回 り 見 込 み 先 調 査		～
	そ の 他 調 査		～
	公 表 要 請 書		
	報 道 運 結		
S O S ネ ッ ト ワ ィ ク	県警あんしんメール		
	警 察 署 メ ー ル		
	防 災 無 線		
	フ ァ ッ ク ス		
	ラ ジ オ 広 報		
	そ の 他		
	参 考 事 項		

行方不明事案捜索状況報告 (継用紙)

(No.)

行方不明者	受 理 警 察 署	
	受 理 年 月 日	
	行 方 不 明 種 別	
	発 見 年 月 日	
	行 方 不 明 者 の 氏 名	
	行 方 不 明 者 の 生 年 月 日	
	行 方 不 明 者 の 性 別	

1 日 目	① 捜 索 実 施 日		
	② 捜 索 時 間	~	
	③ 捜 索 人 員	人	
	人 員 内 訳	警 察	人
		消 防	人
		消 防 分 団	人
		住 民	人
そ の 他		人	
総 捜 索 人 員	人		

2 日 目	① 捜 索 実 施 日		
	② 捜 索 時 間	~	
	③ 捜 索 人 員	人	
	人 員 内 訳	警 察	人
		消 防	人
		消 防 分 団	人
		住 民	人
そ の 他		人	
総 捜 索 人 員	人		

3 日 目	① 捜 索 実 施 日		
	② 捜 索 時 間	~	
	③ 捜 索 人 員	人	
	人 員 内 訳	警 察	人
		消 防	人
		消 防 分 団	人
		住 民	人
そ の 他		人	
総 捜 索 人 員	人		

参 考 事 項	
---------	--

申 立 書

年 月 日

警察署長 殿

私は、
に係る行方不明者届の届出人として、
同人の発見のため、

同人が遺留したと認められる資料

（資料の種類： ）

同人の（実子・実父・実母）の資料

（資料の種類： ）

についてDNA型鑑定の実施を求めます。

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

同意書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した _____ が遺留したと認められる資料を鑑定し、同人の発見のため、警察において活用することに同意します。

氏名

行方不明者との関係

- 届出人
- 同人の 実子・実父・実母

(注)該当する□にレ点を付すこと。

同意書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した資料を鑑定し、
の発見
のため、警察において活用することに同意します。

氏名

行方不明者との関係

- 実子
- 実父
- 実母

(注)該当する□にレ点を付すこと。

受 領 書

年 月 日

殿

あなたが、
に係る行方不明事案に関して、同
人の発見のため、提出した

同人が遺留したと認められる資料

（資料の種類： ）

同人の（実子・実父・実母）の資料

（資料の種類： ）

については、DNA型鑑定のため、確かに受領しました。

警察署長

(注)該当する□にレ点を付すこと。

返還希望書

年 月 日

警察署長 殿

私は、
に係る行方不明事案に関して、同人の発
見のため、提出した

同人が遺留したと認められる資料

(資料の種類：)

同人の（実子・実父・実母）の資料

(資料の種類：)

についてDNA型鑑定のための

返還を求めます。

返還を放棄します。

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

返 還 書

年 月 日

警察署長 殿

私が、
に係る行方不明事案に関して、同人の
発見のため、提出した

同人が遺留したと 認められる資料

(資料の種類：)

同人の（実子・実父・実母）の資料

(資料の種類：)

について確かに返還を受けました。

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

・ 特異行方不明者等DNA型鑑定嘱託書

年 月 日

鹿児島県警察本部
刑事部科学捜査研究所長 殿

鹿児島県 警察署長
(公印省略)

特異行方不明者 に係る行方不明事案につき、行方不明者発見活動に関する規則第24条の2第1項の規定に基づき下記事項の鑑定を嘱託します。

記

- 1 鑑定資料
- 2 鑑定事項
- 3 その他参考事項

行方不明者 受理票	受理警察署	警察署
	受理番号	
	受理年月日	年 月 日
特異行方 不明者	氏名(カナ)	()
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
資料提供者	氏名(カナ)	()
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
	特異行方不明者との関係	

担当： 課 係 警電(-)

第21号様式（第5の1関係）

行方不明者発見票

行方不明者	生体登録番号・生体年・生体番号	登録番号	年	月	日
	行方不明者の氏名・年齢・性別				
	ある	年齢	性別		

発見区分	1 発見	動物の飼育者によって発見された場合	所 在 番	番（期・期）		年						
	2 帰宅時発見	飼育者が帰宅時発見した場合										
	3 死亡発見	死亡を発見した場合										
	4 その他	その他（例：発見場所不明、発見者の氏名不明等）										
発見 【死亡発見】 年月日時	年	月	日	時	分	秒						
発見 【死亡】 の場所	【死亡の場合、死亡発見年月日時】					年	月	日	時	分	秒	
発見の 経路	1 立ち回り発見	2 探検発見	3 立入調査発見	4 少年探検	発見時の状況 1 被害者 2 凶器・遺体・その他 3 発見者 4 その他							
	5 近所住民	6 民間通報	7 警察検出	8 その他								
発見の状況	【システム連携】 2件発見方不明者手配書【立ち回り・立ち回り発見】 3保護書【インターネット等・その他（ ）】 4インターネット 5動物相談等への問い合わせ 6その他（ ） 7該当なし											
死亡原因の 状況	死亡の原因	1 他殺	2 事故	3 自殺	4 不明	5 その他（ ）						
発見時の 行方不明者の や立て						発見者との 連絡の状況						
行方不明者 に関する 措置	発見者の 連絡先	1 行方通知			2 生存通知			3 通知不要			保護カード 作付の有無	1 有 2 無
		連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先		
補充事項	通知の経路又は通知不届の理由											

特異行方不明者手配解除通報書

あて名	殿	(1) 通報年月日	年 月 日	
		(2) 手配年月日	年 月 日	
		(3) 手配事由	立ち回り先・立ち回り地域	
		(4) 受理警察署		
発信者			(5) 受理番号	第 号
	フリガナ		(7) 生年月日	年 月 日 (歳)
(6) 氏名				
(8) 解除事由	1 発見 2 帰宅等確認 3 死亡確認 4 その他			
(9) 発見(確認) 年 月 日		(10) 発見(確認) 警察署	警察署	
	区分	関係者名・地域名・都道府県名		
(11) 解除する手配	立ち回り先			
	立ち回り地域			
(12) 公表資料の送付 (有・無)				
年月日		送付先		
(13) その他				

第24号様式（第5の5関係）

行方不明者解除登録票		① 受理番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
② 受理年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	④ 受理警察署	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
③ 行方不明者の種類	<input type="text"/>		
フリガナ		⑥ 生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
⑤ 氏名		⑧ 発見(引継ぎ先)警察署	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
⑦ 発見(引継ぎ先)年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑨ 解除理由	<input type="text"/>		
解除依頼受理年月日	年 月 日 時 分	解除依頼者	警電 (~)
備考		受理者	

①～④は登録事項である。